

平成 20 年 9 月総務財政委員会（平成 20 年 9 月開催）

西哲史発言分発言録

-----  
◆西 委員 おはようございます。民主党・市民連合の西でございます。通告に基づいて質問をさせていただきます。市長が積極的に取り組んでおられる低炭素都市化の実現について、まずお尋ねをさせていただきます。大綱質疑で質問や要望をさせていただきましたが、市長が強いリーダーシップで取り組まれているのですから、低炭素化に向けて環境局のみならず、すべての局が総力を挙げて取り組まれるべきだと考えます。

そこでお尋ねをいたしますが、環境モデル都市や低炭素都市構想を受けて、各局としてどのように取り組んでおられるのか。本当はここにいらっしゃるすべての局、すべての部にお答えをいただきたいところではありますが、現在予算編成に向けて水面下の作業が各原課で進行中と聞いておりますので、どのように全市を挙げて取り組んでいかれるおつもりなのか、財政当局として低資源の取り組み方の観点から総括的にお答えをいただきたいと考えております。

◎宮前 財政部次長 委員ご指摘いただきましたように、先日の本会議におきまして市長の方からその意図なりご説明させていただいたところでございます。

本市では、従来からヒートアイランド対策、地球温暖化対策ということを喫緊の課題と位置づけまして、各局でさまざまな取り組みを推進しているところでございます。平成 20 年度当初予算でも小学校における太陽光発電システムの設置でありますとか、従来から進めております学校の校庭の芝生化、またグリーンカーテンづくりなどの普及促進にも努めております。あわせて、ハード整備といたしまして、自転車道の整備でありますとか L R T 事業の推進によりまして、環境負荷の少ない交通体系の確立にも努めているところでございます。

このような中で、先日、過日 7 月 22 日でございますが、本市が環境モデル都市の候補都市として選定されたところでございます。今後、今年度中の環境モデル都市選定に向けまして早急にそのアクションプラン、策定を進めているところでございます。

この中で、委員お示しの環境局だけじゃなしに各局の取り組みということでございますが、基本的に環境局を中心にしまして、低炭素型都市の実現、クールシティ・堺と名づけておりますけど、この実現に向けまして取り組みを進めていく予定でございます。次年度の予算編成につきましても、そういう観点に立って我々は経営資源の重点化を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 ご答弁ありがとうございます。環境モデル都市行動計画に掲げる事業については、積極的に予算をつけていくということですから、庁内各局におかれましては、ぜひとも積極的に低炭素化に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

その一環でお尋ねをいたしますが、本議会での大綱質疑の中で建築都市局長から民間建築物への省エネルギー化に対して経済的インセンティブの導入についても検討していきたいとのことご答弁があります。既に環境モデル都市となった横浜市の横浜市脱温暖化行動方針、CO-DO30では、エネルギー性能のよい建物が誘導されるための経済的誘導策、規制的手法を組み合わせた仕組みづくりを進めますとして、固定資産税軽減等の検討を掲げています。固定資産税軽減となると財政当局の了解が要とお聞きをしておりますが、経済的インセンティブの導入について財政当局のお考えをお聞きしたいと思います。

◎宮前 財政部次長 先ほど申し上げました我々取り組んでおります低炭素型都市の実現に向けましては、市民もしくは民間企業も含めました全体として主体的に取り組んでいくことが不可欠であるというふうに考えております。そういう面から、委員お示しの固定資産税軽減でありますとかインセンティブなんかにつきましても、我々は検討していくべきだというふうに思っております。内容でありますとか、規模でありますとか、その点も含めまして、当然アクションプラン策定の中で具体的な取り組みの一つとして今後調査なり検討していく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 経済的インセンティブについても検討していくということですから、早急に建築都市部門と財政部門合同で導入について取り組んでいただきたいと思います。

ところで、低炭素都市化について、自分の部署では節約以外は余り関係ないと思われる方もあるかもしれません。しかしながら、ここにいらっしゃる局の中でアイデアを挙げれば枚挙にいとまがありません。例えば市長公室に関連していえば、姉妹都市交流の中に環境配慮の技術交流や、今、小学校単位で実施している省エネルギー化の児童の主体的な取り組みの共有、交流を入れることもできるでしょう。また、理財局では後ほど決算分科会で申し上げますが、入札の要件の中に環境配慮を入れることもできると思います。また総務局内でも庁舎のエネルギー管理や事務事業における二酸化炭素の見える化もあると思います。アイデアを結集して各局各部各課の事業の中でそれぞれやれることがあるという前提のもと取り組んでいただきたいと思います。全庁挙げて取り組むという市長答弁でしたから、次の議会以降、機を見てここにいらっしゃる各課からアトランダムに抽出し、低炭素都市化のために事業をどのように行われているか機を見て聞いてみたいと思います。

次に、委員会審査対象議案である議案第96号に関連してお尋ねをいたします。この改正の一部はいわゆるふるさと納税導入に際し、地方税法が改正されたということを受けて

提案をされているものだと思います。まずいわゆるふるさと納税について制度概要をお示しください。

◎河村 税政課長 ふるさと納税の制度概要についてご説明申し上げます。

平成20年度の税政改正におきまして、ふるさとに対し、貢献または応援をしていきたいという納税者の思いを実現すると、そういう観点から地方税法の改正の中で寄附金控除の見直しが行われております。本市におきましても、地方税法の改正を受けまして、堺市市税条例の一部を改正する条例案を提案させていただいているところでございます。その内容についてでございますけれども、個人が地方公共団体へ寄附を行った場合、個人住民税の寄附金控除の適用下限、これが10万円から5,000円に引き下げられております。これとともに所得控除方式から税額控除方式に改められてございます。

例で申しますと、総務省のホームページのモデルケースの事例でございますが、給与収入700万円の方で夫婦、子ども2人のケースで4万円を寄附した場合、こういうケースでございますが、適用下限の5,000円を除いた3万5,000円が寄附金控除のまず対象額となります。控除額につきましては、所得税が3万5,000円の10%の3,500円、住民税では基本控除が10%の3,500円と、それに合わせまして特例控除が残りの90%から所得税で控除されている分を除いた、この場合は一応所得税10%と算定してございますので、残りの80%ということで、これが2万8,000円ということで、合わせて3万1,500円の控除になります。そのうち市民税に係る部分につきましては6割の1万8,900円、残りの4割部分については一応府民税というふうなことで1万2,600円となります。すべて合わせまして全体として寄附金控除の額は所得税・住民税を合わせた3万5,000円ということになります。これらの寄附金控除の拡充によりまして、納税者がみずから選択をした自治体へ寄附をしやすい、そういう環境の整備が図られたものでございます。以上です。

◆西 委員 ありがとうございます。つまりは、モデルケースのような堺市民の方が例えば京都市に4万円寄附すると国税収入が3,500円減り、大阪府は1万2,600円減り、堺市は1万8,900円の減収となるとも言えます。これは堺市民が大阪府にふるさと納税した場合も堺市にとっては1万8,900円のマイナスだと言えます。もちろん逆もあるとも言えると思います。そこでまずお尋ねをいたしますが、ふるさと納税によって堺市に納められるべき税金が控除となった場合、堺市の歳入は減収となるのでしょうか。

◎宮前 財政部次長 制度上、当然、市税は減ります。片方で当然その分は普通交付税

に影響がございますので、75%はそこからまた差し引かれることとなりますけど、単純に言うと市税がそれだけ減るということとなります。以上でございます。

◆西 委員 国から交付税で措置をされるということですから、余り減収にはならないということでした。後ほど申し上げるつもりですけれども、ふるさと納税という制度は問題の多い制度ではありますが、余り減収にならないのであれば増収策としてこの制度を活用することを検討していく必要があると思います。本市のふるさと納税制度の目的はどのようなになっていますでしょうか。またターゲットはだれを想定されているのかお示しいただきたいと思います。

◎宮前 財政部次長 ふるさと納税の仕組みにつきましては、先ほど税政課長から答弁がありましたように、基本的にふるさとと思われるところに寄附をすると、こういうことで成り立っている制度でございます。本市におきましても当然ターゲットといたしましては、現在、当然堺市民、もちろんでございますけど、広く堺をふるさとと認めていただける方、過去に堺市に住んでおられた方、もしくは堺にゆかりのある方々を主にターゲットとして想定しております。

また、大きく目的としまして、本市が取り組んでおりますオンリーワンのまちづくりでありますとか、新しい自由都市・堺のルネサンス再生に向けた取り組みなどに対しまして、ご支援をお願いするというのを主な目的といたしております。以上でございます。

◆西 委員 では、対象はどのような事業を想定されておられるのでしょうか。目的は細かく設定されている方が寄附する側としてはモチベーションにつながりやすいと思いますので、具体的にお示し願います。

◎宮前 財政部次長 先ほど税政課長からも答弁がありましたように、ふるさと納税自身は税の制度でございます。一方で、指定寄附という形で従来から寄附制度はございました。そういう意味から、特にふるさと納税に対しまして対象とする事業というものは定めておりません。ただ、当然、市民の方が寄附をしていただくときに、何ものなしに寄附をいただくというのも大変失礼といえますか、そういうことも考えまして、パンフレット等の中に入れておりますが、例えば百舌鳥古墳群の世界遺産登録への取り組みでございますとか、先ほど答弁させていただきましたクールシティ・堺の構想の実現でありますとか、東西鉄道のハード整備、それ以外に基金として持っております国際平和人権基金、市民活

動支援基金、子ども教育ゆめ基金などの各基金への積み立てなども想定しているところでございます。以上でございます。

◆西 委員 では、それ以外の目的で寄附をされた場合はどのように対応されるのでしょうか。

◎宮前 財政部次長 当然、先ほども申し上げましたように、我々対象とする事業を定めておりません。そういう意味から、あくまでも先ほど申し上げましたのはその例でございますので、寄附される方のご意思を十分お伺いいたしまして、その意思に沿う形で活用を検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 寄附される方の意思に沿う形で寄附の活用を受けるということですが、例えば、必要額の一部を寄附された場合どうするのか、例えば極端な話ですが、大和川にかかる橋をつくってくださいと100万円寄附されてもできないと考えますけれども、そのような想定議論はなされているのでしょうか。

◎宮前 財政部次長 当然、寄附された方のご意思というのは最大限我々酌んでいくべきだというふうに思っております。今のところ、まだ制度自体できたところでございますので、具体的に寄附をいただいたものをどのように活用するかというのは決めておりませんが、本来の趣旨でございます、その方の指定寄附のその目的にかなうようにということと考えておまして、その財源の一部に活用していくということでございますので、具体的に例えば10億円の事業をやったらどうかということ、例えば1,000万円いただいて残りを市の負担でやるということ、一部は当然活用させていただきますが、そういうことが可能なのかも含めまして、各事業の規模でありますとか、そういうものを勘案して決めていくということでございますが、あくまでもその方のご意思は十分反映していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 実際、他市ではそういったたくさんの予算が要るものの、一部のみ寄附されるといった事例があり、対応に窮していることもあるとお聞きをします。このようなケースが総務省レベルで想定されていたのかは甚だ疑問であります。ぜひとも本市では議論を進めていただきたいと考えます。

ところで、この制度のPRのため、どのような取り組みを進めていらっしゃるのかお示しいただきたいと思います。また、どの程度の経費を使っているのかお示しいただきたいと思います。

◎宮前 財政部次長 PRでございますけど、現在のところホームページへの掲載をしております。またパンフレットを作成いたしまして、各区役所にも置いておりますし、私も先ほど申し上げました堺にゆかりのある方、もしくは堺に住んでおられた方へのPRということもございますので、東京事務所などを通じまして広く配布しております。今後ともそういう活動を続けていきたいというふうに考えております。

もう一つ、経費でございますけど、先ほどのパンフレットの印刷として17万円程度を現在のところ支出しております。以上でございます。

◆西 委員 本市では17万円弱の費用のみをかけていると聞いて安心をいたしました。ほかの自治体では数百万以上かけて、まだ数万円しか集まっていないようなところもあるように聞きます。ぜひとも赤字を出さないようにしていただきたいと考えます。

ところで、ホームページにてPRもしているとご答弁がありました。私もホームページを見ますが、確かにいろいろと告知をされていることがわかります。しかしながら、一ユーザーとして見たときに、そのホームページを見て、堺市の取り組みはすばらしいな、ふるさと納税したいと仮に思ったとしても、インターネット上では手続きができないため、実際、ふるさと納税をするまでには手続きもたくさん要りますし、時間もかかり、ふるさと納税をしようと思った志がどこまで冷めずに継続するか疑問です。できれば都道府県レベルで導入事例が出てきているヤフーの公金決済システムやクレジットカードによる決済システムを使用して、ホームページを見たらそのままその場所でふるさと納税ができるような仕組みを検討すべきだと考えますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

◎宮本 会計室次長 今、委員のお示しのインターネットによる決済、クレジットカード決済でございますけども、ふるさと納税におきまして、現状の納付書や現金書留における納付方法に加えまして、納付者にとりまして利便性のある納付方法の一つだと考えております。ただ、一方では導入に伴います初期コストやランニングコストがかさむなどの課題等もございます。以上でございます。

◆西 委員 ぜひともご検討いただければと思います。市のサーバーにそのシステムを

置くだけであれば、ほとんどイニシアルコストは要らないと考えますが、専門家である情報システム担当のお考えをお聞きしたいと思います。

◎中出 総務部副理事兼情報化推進課長 今のお尋ねですけれども、ふるさと納税の仕組み、先進の事例を見ると、まず申し込み、それから入金、領収書の発行と、この3段階であると思いますので、委員おっしゃった既存の、例えば電子申請システム、それから電子収納システムこういったものを組み合わせることによって安く、制度上の問題は別にして、システム的には構築は可能だというふうに思います。以上です。

◆西 委員 余りコストはかからない可能性があるということですから、ぜひともご検討いただきたいと思います。

ところで、このふるさと納税は堺にゆかりのある方をターゲットにしているのご答弁がありました。府内各市の中でも市外に居住する職員の方にふるさと納税を呼びかけることを検討しているという地方公共団体があると聞いています。道義的な問題も個人的には少し感じなくはないですが、制度が設置された以上、各市の立場としてはこのようなことが必要になってくるのは自明だと考えます。まず、本市の職員のうち、市外に居住する方の実数をお示してください。

◎佐小 人事課長 本市職員の市外居住につきましては、教職員を除き、平成20年4月1日現在で申しますと、5,681人中2,512人、率にいたしますと約44%となっております。以上でございます。

◆西 委員 ご答弁ありがとうございます。その人数ですと、それらの方、約2,500人が2万円ずつふるさと納税していただくだけで、5,000万円になると思います。市の職員の方は市の施策や自分の仕事に誇りを持ち、堺市の政策に対して共感を持っておられると当然考えますから、まずは率先垂範として、市外居住職員に対し堺市へのふるさと納税を呼びかけ、求めていく必要性があると考えますが、これについてのご見解をお示してください。

◎宮前 財政部次長 先ほど委員言われておりますように、他の地方公共団体ですと、そういう市外の居住職員に対しまして、ふるさと納税を求めていくというふうにはやってい

るところが出ております。ただ、先ほど来、答弁させていただいてますとおり、本来、ふるさと納税といいますのは、堺にゆかりのある方、またもともと住まれてた方などが我々主なターゲットだというふうに思っております。決して、強制するのではなく、当然、職員が自分の意思でやっていただくのは十分可能だというふうに思っておりますし、当然、推奨していくべきだというふうに思っておりますが、それが強制にならないように、十分それは考慮しなければならないというふうに思っておりますし、今のところ我々は、先ほど申し上げました市外の居住者でありますとか、堺にゆかりのある方を主なターゲットとしてPR活動を努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員　ご答弁ありがとうございます。強制する必要性はもちろん全くないと考えますが、職員の皆さんはもちろん堺にゆかりがありますから、このような制度が存在すること、また仕事に誇りを持っていると信じるからこそ、堺市にふるさと納税をしてほしいこと、これを周知徹底していただきたいと考えます。

ところで、これまでの質疑をお聞きいただいてもわかるとおり、このふるさと納税という制度は根本から見たらおかしい部分がたくさんあると思います。住民税を主としての地方同士のやりとりとなることが最大の問題点です。また寄附が集まった目的に対して、既存の市税からの配分を減らすのか、それとも予算は維持したまま寄附分事業拡大をするのか、もし配分を減らすのであれば事業原課に寄附を集めようとするモチベーションを失わせることになることも問題点の一つでしょう。また、想定されていないことの目的のために寄附をなされ、その寄附額が必要額の一部にとどまったときはどうされるのかも、先ほど申し上げたように大いに問題となります。我が民主党は住民税の間で再分配を行うふるさと納税には反対をし、個々人のふるさとへの思いは所得税における寄附税制の拡充で実現すべきだと主張しています。また、税の偏在を解消していくためには、税源の移譲をおいてほかにはないと私は考えています。このような国民の郷土意識を利用した小手先の制度の見直しを国が仕掛けをしているということに関して、私は大変怒りを感じます。

そういった前提に立ち、あえて確認をさせていただきたいと思います。地方税法の改正がなされておりますので、見直さないという選択肢はなかなか難しいというような状況は私も理解をいたしておりますが、堺市がこのふるさと納税に関連する部分を条例改正しないということが可能かどうかお聞きをしたいと思います。

◎河村 税政課長　地方税法の改正に対して条例の改正が必要かという趣旨のご質問かと思っておりますけれども、地方税法第3条の中で、地方公共団体は税の賦課徴収については条例によらなければならないというふうに規定されてございます。国の方での制度改正でございますが、堺市で実施するにつきましては、やはり条例改正が必要となっております。



また条例改正をなさない場合については、法の規定と合わないと申しますか、抵触する場合が考えられます。以上でございます。

◆西 委員　やはり法の規定に抵触をするので実質変えることはできないということがわかりました。非常に俗的な言い方になりますが、地方税法の変更に基づく条例改正は否定をしてもむだになるのではないかということですので、この条例改正案には賛成をせざるを得ないんだと考えます。先ほど申し上げましたとおり、ふるさと納税制度は大いに問題がある制度だと考えます。これについては国に対して改善の要望をしていくべきだと考えておりますし、私が所属しております大都市行財政制度調査特別委員会でも提起をしたいと考えます。

次に、先日議会にお示しをいただいております財政収支見込案についてお尋ねをいたします。

大規模プロジェクトが計画をされ、市民や議会の中で将来へのツケの先送りが心配視される中で、このような10年単位での財政収支見込みをお示しいただき、また毎年見直しをされるとの意思表示がなされていることは、非常に重要なことだと考えますし、積極的に評価をしたいと考えます。まずこれに関連してお尋ねをいたしますが、人口想定はこの10年単位ではどのような変遷があると予測をされているのでしょうか。現段階とピーク時、10年後の数字でお示しをいただきたいと思います。

◎西川 政策企画担当課長　ご質問の今後の将来の推計人口でございますが、想定しております数字といたしましては、平成22年度で84万4,856人、平成27年度で84万8,723人、平成32年度では84万8,344人と推計をしております。以上でございます。

◆西 委員　ご答弁ありがとうございます。まず人口の減り方は国立社会保障・人口問題研究所が都道府県人口について平成19年5月に推計をされた中で、大阪府の人口を平成17年で882万人から平成22年に874万人、平成27年に858万人、平成32年には836万人と一貫して減少傾向と予測をしているのに対し、堺市はふえ、その後微減にとどまるとの予想だということでございました。社会増を大幅に読み込んでいらっしゃるのだと考えますが、厳しい人口予測を求めていきたいと思っております。

ところで、前回の委員会でも次の委員会でお聞きをするとお伝えをいたしました。その人口予測に基づいて計算をされると、1人当たりにして現在は幾らの債務残高であり、ピーク時は幾らの債務残高があり、そして10年後には幾らの債務残高があると想定をさ

れているのでしょうか。

◎宮前 財政部次長 1人当たりの市債残高でございますが、19年度決算で申し上げますと、32万6,000円程度となるというふうに考えております。それと26年度に今の試算上ピークを迎えますが、その時点で42万3,000円程度になるものと想定しております。済みませんが、10年後の数字については、済みません、今持ち合わせておりません。以上でございます。

◆西 委員 債務残高は1人当たりの残高でも計算をしていくべきだと考えます。債務残高総額で余り変わらずとも、人口が減少トレンドにある中では、1人当たりの債務が幾らになるとまずいのかどうなのか、精査をしていく必要があると考えます。

お示しいただいた収支見込みでは、1人当たりの債務残高が記載をされていませんが、1人当たりの残高の項目も挿入をし、見守っていく必要があると考えますが、ご見解をお示し願います。

◎宮前 財政部次長 ご指摘いただいておりますとおり、1人当たりの市債残高というものも市民に広く財政状況をお知らせする上では重要なことであるというふうに考えております。ただ、現在、他の政令市と比較しますと、現時点で大体下から2番目ぐらいになるかというふうに思っております。ピーク時の26年度でございますけど、各市が試算はしてはしてませんが、現在の水準で申し上げますと、先ほど答弁させていただきましたのが42万3,000円といたしまして、そのときの人口で割りますと、下から3番目ぐらいになるかと、静岡市を抜くか抜かないかぐらいになるというふうに思っております。いずれにしても、1人当たりの市債残高が大きくなるのは確かでございます。そういう意味から将来の財政状況を、先ほど申し上げましたように、十分財政状況を推計する中で、事業の選択集中を進めるなど、適正な市債発行に努めていくということがまず第一であるというふうに思っております。それも含めまして、1人当たりの市債残高についても公表については検討してまいります。以上でございます。

◆西 委員 ぜひともご検討いただきたいと思います。債務残高が政令指定都市の平均から見れば低いのはわかりますけれども、見える化をして、管理をしていくために、ぜひともご検討をよろしく願いをいたします。

次に、この収支見込みの表にある実質公債費比率についてですが、平成19年度決算か

ら、この言葉の定義が全く変わってしまったと聞いておりますが、これについて説明をしてください。

◎宮前 財政部次長 今、ご指摘は全く変わったということですが、決して全く内容が変わったということでは我々認識しておりません。もともと我々が国に対して要望しておりましたが、従来ですと都市計画税、これは目的税ということで分母から差し引かれてたというのが今までの実質公債費比率でございます。それを我々の要望もございまして、国の方で都市計画税を含むというふうになりました。そういう意味から、我々の水準で申し上げますと、19年度が旧の指標でいきますと12%になるんですが、それが7.1%になったと、こういうことでございます。ちなみに、ピーク時、これが実質公債費比率28年度、29年度ぐらいになりますが、それが旧の指標でいくと、今の12%が12.5%ぐらいになると、そのように想定しております。以上でございます。

◆西 委員 ご答弁ありがとうございます。言葉の定義が全く変わったかどうかはともかくとして、都市計画税が算入されているわけですから、旧の指標と新指標で単純には比較できないのだと思います。旧の指標に基づいていくと、仄聞する限りでは、横浜市が07年度で27%台までアップ、千葉市も07年度で25%を超えと言われていたと聞いています。旧来のままだと横浜市、千葉市などが自動的に健全化団体になってしまうこととなります。そのため、実質公債費比率に都市計画税を加える新基準が導入をされ、早期健全化基準も25%、財政再生基準も35%へと見直されました。つまり、総務省は実質的に地方自治体の財政破綻を監視する基準を緩めたと言えると考えます。先ほどの旧指標と新指標の差についてお示しをいただきましたけれども、もう少し詳しく旧指標で見た場合、現在の値とピーク時の値、さらに10年後の値の予測について違いが出てくると思いますが、新指標との差についてお示しください。

◎宮前 財政部次長 先ほどの答弁とちょっとダブりますけど、まず19年度は現在7.1%ということで公表させていただいております。それを旧指標に直しますと12.0%というふうになります。それと、新指標でございます、27年度に8%台に乗るということですが、旧指標でいきますと12.3%、28年度が8.2%になりまして、旧指標で12.5%、29年度が新指標で8.3%となりますが、旧指標では先ほど答弁させていただいたとおり12.5%となります。

なお、30年度には新指標が7.6%というふうになるわけですが、旧指標でも11.8%になるというふうにご試算しております。以上でございます。

◆西 委員 新指標と旧指標で約4%強の差があることがわかります。ピーク時で見ても、総務省が厳しく自治体財政についてチェックをしていたとも言える旧指標で、起債の許可制以降の基準となる18%を超えないことが明らかになり、少しほっといたします。厳しい基準である指標の旧指標での実質公債費比率でのモニタリングをこれからも表に記入の上、行っていくことを要望したいと考えます。

次に、そのような見込みの中で、収入拡大策についてお尋ねをいたします。まず、市税以外でのその他収入をふやすことによって、地方交付税交付金が減額されるのか否かお示しをいただきたいと思えます。

◎宮前 財政部次長 普通交付税の歳入としてカウントされますのは、市税と地方譲与税、交付金などがございます。その他については、特定財源ということもありますし、普通交付税には算定されません。以上でございます。

◆西 委員 地方交付税交付金が減額されることはないということですから、積極的に市税以外の収入をふやしていく方策について考える必要があると考えます。市税以外の収入をふやす意味で、広告費を獲得することは有効だと考えますが、当局のお考えをお示しいただきたいと思えます。

◎太田 行革推進担当課長 今後も厳しい財政状況が続くと思われる中で、税源の涵養とともに自主財源の確保は必要でございます。その中でも広告費の収入も重要であると考えております。以上でございます。

◆西 委員 それでは、全国の地方自治体での広告費獲得の取り組みについて教えてください。

◎太田 行革推進担当課長 ご説明いたします。市のホームページにバナー広告をつけている自治体というものは、近年非常に多くなってきております。また市が発行するリーフレットやチラシなどの印刷物に広告を入れている事例も多く見られるところでございます。また、収入の確保ではなく、経費の削減策としまして、くらしのガイドブックと民間

のタウン誌を共同発行している横浜市のケースや、図書館の図書貸出票の裏面に広告を入れたロール紙を納入してもらうケースなどがございます。

さらに公共施設の命名権を販売いたしますネーミングライツの制度もあり、神戸市のスカイマークスタジアムでありますとか、東京都の味の素スタジアムなどの事例がございます。以上でございます。

◆西 委員 ありがとうございます。私の方でもたくさんの事例を確認しています。平成19年度で横浜市では市営地下鉄等の公営企業を除いた市長事務部局で1億4,289万円もの実績があると聞いています。横浜市の事例では、広報紙のみならず、給食献立表や納入通知書送付用封筒、AEDスタンドや市庁舎、区庁舎の玄関マット等への出稿があると聞いていますし、豊島区では特別区税通知書封筒に出稿があるそうです。本市の事例としてはどのようなものがあるかお示してください。

◎太田 行革推進担当課長 本市の事例でございますが、広報さかいにおける広告の掲載や、区役所市民課窓口での広告の入った持ち帰り用の窓口封筒などがございます。以上でございます。

◆西 委員 本市の状況は、まだまだ他の政令指定都市やほかの自治体の事例と比較をして、まだまだ足りてないと言わざるを得ません。媒体開発についても積極的に乗り出していくべきと考えますが、今後どのように進めていくおつもりか、お示しをいただければと思います。

◎太田 行革推進担当課長 今後の進め方でございますが、全庁的に広告を導入できるための、広告掲載の要綱づくりを進めるとともに、多様な媒体の中から有効な媒体の研究を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

◆西 委員 ぜひとも積極的な媒体開発を進めていただきたいと考えます。努力すればするほどふえる財源、つまりは未開発の油田と言えらるる考えますので、当局の積極的な取り組みを強く要望したいと考えます。

次に、枠別配分予算についてお聞きをいたします。足立区や府中市では枠別配分予算が行われています。本市の枠別配分予算について説明をしてください。

◎宮前 財政部次長 枠別配分予算でございますけど、本市の場合は過去から一部については導入しておりましたが、20年度当初予算からその範囲を拡大いたしまして、基本的にはルネサンス計画への登載事業でありますとか、大規模事業並びに新規の重点事業、それに人件費、扶助費について、私ども財政当局の方で一件査定をいたしております。その他の施策事業経費につきまして、各局の局総務を中心に局として予算編成をいただいております。以上でございます。

◆西 委員 一件査定を極力減らし、各局裁量に基本的に任せることによって、歳出の効率化を図っていくことが重要だと考えますので、ご検討のほどよろしく願いをいたします。

次に、各部門が創意工夫によるコスト削減に努力した場合には、次年度以降の予算編成のための財源として各部門に還元をすることにより、予算は使い切るものと従来の発想、固定観念を打ち破ることでむだな支出をなくすインセンティブ予算の導入が他自治体でたくさん見られるようになってまいりました。インセンティブ予算の導入が必要だと考えますが、当局のお考えをお示し願います。

◎宮前 財政部次長 委員お示しのインセンティブ予算でありますとかメリットシステムなどと呼ばれております、こういう予算編成のやり方につきましては、各市でいろいろ試行錯誤されているというふうに我々考えておまして、現実に私ども職員も各政令市なんかを訪問させていただいて、具体的にその内容等も聞かせていただいているところでございます。

その際、やはり各市が問題といいますか、難しいというふうに考えられているのが、一つが不用額でございますけど、それが努力によるものなのか、もしくは例えば入札の落札減でありますとか、その他外的要因によるものかということの判断がなかなか難しいというのが1点ございます。それと、これはそういうものがあってはならないんですけど、施策を次年度に繰り越すことによって不用額が発生したと、こういうものがございます。それもインセンティブ予算もしくはメリットシステムとして次年度へ送るのがいいのかというような問題点も指摘されているというふうに聞いております。したがって、本市といたしましては、そういう問題点も十分検証しながら、引き続き研究していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員　ご答弁ありがとうございます。本年の予算審査特別委員会で我が会派の水谷議員の質問、要望に対するご答弁としても、検討を表明していただいております。ぜひとも、課題や問題点の検証を早急に進めていただき、積極的な導入をお願いしたいと思います。導入自治体は実際ふえていますから、積極的に検討をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。